



Gemini 3.5 Flash 「Computer Use」 統合が知財業務に与える影響

エグゼクティブサマリー

2026年6月24日、Google DeepMindは汎用モデル「Gemini 3.5 Flash」に「Computer Use（コンピューター使用）」機能をビルトインツールとして統合したと発表した。これにより、AIが画面を「見て・推論し・操作する」能力が専用モデルから汎用フラッグシップモデルへと昇格し、知財業務の自動化ポテンシャルが質的に拡張された。特許調査ツール操作、明細書・意見書ドラフト作成支援、複数Saasをまたいだワークフロー自動化などが現実的な射程に入ると同時に、機密情報管理・プロンプトインジェクション・責任帰属という構造的リスクも顕在化する。[1][2]

1. 技術概要：何が変わったか

1.1 「汎用モデルへの統合」という転換点

従来、Googleのコンピューター操作AI機能は「Gemini 2.5 Computer Useモデル」として独立して提供されていた。今回の統合により、テキスト生成・関数呼び出し（Function Calling）・検索グラウンディング・Maps連携などを担ってきた主力の3.5 Flashそのものが、画面認識・推論・クリック・テキスト入力的能力を獲得した。[3][2][4][1]

エージェントループの仕組みは以下の通りである：[^5]

1. **スクリーンショット取得**：クライアントアプリが現在の画面をキャプチャ
2. **画面解析・計画**：Gemini 3.5 Flashがピクセルを読み取り次のアクションを計画
3. **アクション出力**：正確なUIコマンド（XY座標クリック・テキスト入力・スクロール等）を生成
4. **ループ継続**：環境がコマンドを実行し、新しいスクリーンショットを取得してタスク完了まで繰り返す

対応環境はブラウザ・モバイル・デスクトップの3プラットフォームに及ぶ。[2][6]

1.2 パフォーマンス指標

業界標準のコンピューター操作ベンチマーク「OSWorld-Verified」において、Gemini 3.5 FlashはスコアOSWorld-Verified UI Control **78.4%**を達成し、Claude Sonnet 4.6（約78%）と同水準に並ぶ。前モデルのGemini 3 Flash（65.1%）から大幅な改善となっている。主要モデルの比較は以下の通りである。[7][8][^5]

モデル	OSWorld-Verified スコア	提供元
Claude Mythos 5	85.0%	Anthropic
Claude Opus 4.8	83.4%	Anthropic
Gemini 3.5 Flash	78.4%	Google
Claude Sonnet 4.6	~78%	Anthropic
Gemini 3 Flash	65.1%	Google

Flashティアの低コスト・高速処理という特性を維持したままSonnetティアに匹敵するスコアを達成した点が、エンタープライズ展開における経済合理性の根拠となる。[9][5]

1.3 競合比較（Computer Use実装）

特徴	Google Gemini 3.5 Flash	Anthropic Claude	OpenAI Operator/CUA
モデル統合形態	汎用モデルへのビルトイン	別モードとして提供	別エージェントとして提供
対応環境	ブラウザ・モバイル・デスクトップ	ブラウザ・デスクトップ	ブラウザ（主体）
価格帯	Flashティア（最安）	Sonnet（中）／Opus（高）	GPT-5.x（中高）
自動停止機能	間接プロンプトインジェクション検知時に自動停止	モニタリングのみ	未公開
企業向けプラットフォーム	Gemini Enterprise Agent Platform (GA)	Claude Enterprise	Frontier platform

2. 知財業務への直接的影響

2.1 特許調査・先行技術調査の自動化

Computer Use統合の最も直接的な応用は、PatSnap・Patentfield・J-PlatPat・Google Patentsなどの特許検索UIを、APIなしでAIが直接操作できるようになる点である。従来、AIエージェントによる特許調査自動化はAPIが存在するシステムに限定されていたが、Computer Use機能により「APIを持たないレガシー業務アプリも含めた操作」が可能になる。^{[3][5]}

具体的には以下の業務シナリオでの活用が現実的となる：

- 複数の特許データベースをまたいだ横断検索と結果の統合整理
- 検索結果のスクリーニング・要約・分類の自動実行（PatentfieldやPatSnap等のUI操作を通じて）
- 特許マップ作成のための可視化ツール操作
- 庁通知文書の読み取りと対応期限の抽出・カレンダー登録

既存の知財AIツール（MyTokkyo. Ai等）は特許DB APIとの直接連携により調査効率化を実現してきたが、Computer Use機能の登場は、APIを持たない業務システムや社内レガシーシステムへの範囲拡大を意味する。^{[10][11][12][13]}

2.2 長時間・複数アプリをまたぐワークフローの自動化

GoogleはComputer Use機能のユースケースとして「継続的なソフトウェアテスト」と「複数業務アプリをまたいだナレッジワークの自動化」を明示している。知財業務に置き換えると以下のシナリオに対応する：^{[1][2]}

- **FTO（侵害予防）調査**：競合他社製品仕様の読み取り→特許DB検索→クレームとの対比表作成→報告書ドラフト生成という一連の工程を単一エージェントが遂行
- **無効資料調査**：引用チェーンを辿りながら複数DBを横断検索し、複合的な引用組み合わせを試行する多段階プロセスの自律実行^[14]

- **権利管理・期限管理**：各国知財庁サイトへのログイン→権利状況確認→期限情報抽出→社内管理システムへの入力という一連のルーティン作業

既存のRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）と比較した場合の最大の差異は、**UIの変化への適応能力**である。従来のRPAはボタンが移動しただけで機能しなくなる「脆弱性」を持つが、AI Computer Useは画面を実際に「読んで理解」するためUIの変更にも柔軟に対応できる。〔5〕

2.3 明細書・意見書作成支援との連携強化

現時点でも多くの知財専門家が生成AIを明細書ドラフト・意見書作成・翻訳などに活用しているが、Computer Use統合により以下の拡張が期待できる：〔15〕〔16〕

- Word/Excelベースの社内テンプレートへの自動入力
- 特許DBから取得した先行技術文献の内容をドラフトに自動反映
- 複数言語の翻訳・整合確認のための各種ツール間の往来作業の自動化

特に「発明の三要素（課題・解決手段・効果）の自動抽出→先行調査→明細書ドラフト→意見書作成」までをワンストップで処理する一気通貫エージェントの構築が現実的になる。〔17〕〔10〕

2.4 ライセンス・契約業務への応用

知財ライセンス業務でもComputer Useは直接的効果を持つ可能性がある。比較ライセンス情報の収集・整理、契約DB横断検索、ロイヤルティ計算ツールの操作など、複数ツールをまたぐルーティン作業の自動化が射程に入る。ただし、後述するリスク管理の観点から、**交渉や意思決定の実行フェーズへの導入は段階的かつ慎重な設計が不可欠**である。〔18〕

3. 構造的リスクと法的論点

3.1 プロンプトインジェクション攻撃

Computer Use機能を持つエージェントが知財業務（特許DB検索・競合モニタリング・ライセンス資料収集）で外部ウェブサイトアクセスの際、****悪意あるページ上の不可視テキストがAIに不正命令を送り込む「間接プロンプトインジェクション」****のリスクが生じる。〔4〕〔5〕

OWASPの2026年版レポートはプロンプトインジェクションをAIセキュリティ脅威の第1位に位置づけており、英国AI安全機構は2025年10月から2026年3月の6か月間にAIによる「意図せぬ行動 (scheming)」事例が約700件記録され前期比5倍増と報告している。〔5〕

Googleは対策として「ターゲット型敵対的学習 (targeted adversarial training)」を実施したうえで、企業向けに次の2つのオプション保護機能を提供している：〔19〕〔1〕

- **明示的ユーザー確認**：機密性の高い操作・取消不可能な操作前にユーザー確認を必須化
- **自動タスク停止**：間接プロンプトインジェクション検知時にタスクを自動停止

ただしこれらはオプション扱いであり、企業側が能動的に有効化しなければ機能しない点に留意が必要である。〔1〕〔5〕

3.2 機密情報・営業秘密の漏えいリスク

知財業務では発明の詳細・未公開技術・ライセンス条件・交渉戦略など、極めて機密性の高い情報を扱う。AIエージェントへのこれらの入力、**AIベンダーによるデータ収集・学習利用・第三者提供のリスク**を内包する。

米国での裁判例 (*Trinidad v. OpenAI*) では、ChatGPTへの情報入力がDTSA (営業秘密防衛法) 上の「合理的秘匿措置」を欠く根拠となり得るとして、営業秘密性が否定される可能性が示された。また、*United States v. Heppner*では公開AIとのやり取りが弁護士秘匿特権・ワークプロダクト保護の対象外と判断された。〔18〕

日本においても2025年4月公表の日本弁理士会「弁理士業務AI利活用ガイドライン」は、生成AI成果物の正確性確認を弁理士責任として明確化し、機密情報漏えいへの注意を強調している。〔18〕

3.3 ハルシネーションと法的責任

AIエージェントが自律的に操作を行う場合、誤った先行技術特定・誤ったクレーム解釈・誤った期限計算が連鎖的に業務プロセスに組み込まれるリスクがある。Stanford HAIの評価研究では、主要なRAG型リーガルAIツール (Lexis+ AI・Westlaw AI-Assisted Research等) でも一定割合のハルシネーションが残ることが確認されており、2026年4月時点でAI誤引用が裁判制裁の対象となった事例が1,300件超にのぼると報告されている。〔18〕

知財業務の文脈では、誤った先行技術調査に基づく出願→新規性喪失、誤ったFTO判断に基づく製品化→侵害訴訟、誤ったロイヤルティ計算→契約違反といった「権利の消滅・不利な法的帰結」に直結し得る。〔18〕

3.4 日本の法制度・ガバナンス状況

観点	日本の現状	知財実務への含意
AI法制	2025年9月全面施行「AI推進法」（推進・ガバナンス枠組み重視）〔18〕	EU型規制とは異なる推進型設計。責任設計は各社に委ねられる部分が多い
AI事業者ガイドライン	第1.2版（2026年3月）が「Living Document」として更新中〔18〕	AI利用者・提供者・開発者の三層で責任整理。企業内知財部門は「利用者」かつ「提供者」双方の責務を負い得る
民事責任解釈	「AI利活用における民事責任の解釈適用手引き」（2026年4月）〔18〕	裁判例の蓄積が乏しく予見可能性に課題あり。想定類型別に方向性が整理されつつある段階
弁理士ガイドライン	日本弁理士会「弁理士業務AI利活用ガイドライン」（2025年4月）〔18〕	AI成果物の最終確認は弁理士責任として明示。機密情報管理と監視体制の整備を推奨

4. 知財実務における導入フレームワーク

4.1 業務リスク別の導入優先順位

Computer Use機能を知財業務に導入する際は、操作の不可逆性・機密情報へのアクセス度・判断の法的影響を軸にリスクを3層で分類し、段階的に展開することが現実的である。

低リスク・高効果（先行展開推奨）

- 公開情報を対象とした特許ウォッチング・競合モニタリング
- J-PlatPat / Google Patentsの検索UI操作と結果の一次整理
- 取消不可能な操作を含まないデータ収集・集計・レポート化
- アクセシビリティ監査・文書フォーマット確認などの品質チェック作業

中リスク（ガードレール付きで試験展開）

- 社内特許管理システムへのデータ入力（Human-in-the-loop必須）
- 出願書類ドラフトの初稿生成（最終確認は専門家が担当）
- 期限管理・通知の読み取りと期限リスト作成（確認フロー付き）

高リスク（自動実行禁止・人間承認必須）

- ライセンス契約条件の交渉・提示・承諾
- 権利の放棄・維持・移転に関わる手続き操作
- FTO判断の確定・製品リリース意思決定への直接反映
- 機密情報・未公開発明に関わる情報処理

4.2 ガバナンス設計の要点

Computer Use機能を含むAIエージェントを知財業務に導入する場合、以下の多層防御（defense-in-depth）設計が推奨される：^{[4][1][18]}

1. **入力禁止情報の分類**：秘密情報・未公開発明・ライセンス交渉内容等を「入力禁止リスト」として明文化
2. **企業向けAPIの使用義務化**：公開型AIへのプロンプト入力ではなく、学習利用禁止・ログ保存・監査可能な企業向けAPIまたはGemini Enterprise Agent Platformを通じた利用に限定
3. **操作ログの完全保全**：エージェントが取得したスクリーンショット・生成したアクション・実行結果の全てを監査証跡として保存
4. **明示的確認ゲートの設置**：取消不可能な操作・機密情報へのアクセスを要する操作では、Googleの提供するオプション保護機能（明示的ユーザー確認）を必須として有効化
5. **サンドボックス環境での運用**：本番システムと隔離した環境でテスト・検証を実施してから本番展開

4.3 既存知財AIツールとの棲み分け

Gemini 3.5 Flash Computer Useは、既存の知財特化AIツール（PatSnap Eureka・Patentfield AIR・AI Samurai・Summaria等）を「置き換える」というよりも、これらのツールを「操作するレイヤー」として機能する可能性がある。

すなわち、各ツールが持つ特許DB・セマンティック検索・スコアリング等の専門機能を活かしつつ、複数ツール間の横断操作・データ転記・結果統合をエージェントが担うというハイブリッド活用アーキテクチャが現実的な設計となる。PatentfieldとGemini APIの組み合わせはすでに試験実装例が公開されており、Computer Use機能の追加でAPI非対応の機能へのアクセスも可能になる。[^20]

5. 今後の展望と知財専門家への示唆

5.1 「動かすAI」の時代の到来

これまでの知財AIは「テキストを読んで要約・分析・生成する」という「触れるAI」の段階であった。Computer Use統合は、AIが既存のSaaSや業務アプリを直接操作する「動かすAI」の段階への移行を意味する。この転換は、RPAの脆弱性（UIの変化への非適応）を克服した、より柔軟で自律的な業務自動化の扉を開く。[3][5]

5.2 弁理士・知財専門家の役割変化

AIが定型的な調査・操作・集計を担う部分が拡大する一方、知財専門家に求められる役割はより高度な判断・戦略・監督に集中する可能性がある。具体的には：

- AIエージェントの操作結果の検証・品質保証（ハルシネーション・誤操作の最終確認）
- AIが提示できない曖昧な発明の本質を見極める判断
- クライアントとの戦略的コミュニケーション・交渉
- AIガバナンス設計とリスク管理の構築・運用

日本弁理士会ガイドラインが「AI成果物の最終確認は弁理士の責任」と明記している通り、自動化が進む中でも**専門家の監督責任はむしろ明確化・重大化する方向にある**。[^18]

5.3 競争環境への影響

Computer UseはAnthropic (Claude)、OpenAI (Operator) も展開しているが、GoogleがFlashティアの低コスト・高速処理モデルにネイティブ統合したことで**コスト面の障壁が大きく低下した**。これはスタートアップや中小企業・個人弁理士事務所がエージェント型知財業務を構築するコストを従来比5~10分の1程度に圧縮する可能性を示す。[3][5]

大手知財部門との「自動化インフラ格差」が縮小する一方で、ガバナンス設計・セキュリティ・法的リスク管理の差が新たな競争優位の軸として浮上するとみられる。

References

1. [Gemini 3.5 Flashに「Computer use」機能を統合、開発者のみ利用 ...](#) - Googleは、AIモデル「Gemini 3.5 Flash」に「Computer use（コンピューター使用）」機能を組み込みツールとして統合したと発表した。現在、開発者は、Gemini API/G...
2. [Introducing computer use in Gemini 3.5 Flash - Google Blog](#) - Computer use is now a built-in tool supported in Gemini 3.5 Flash, delivering our best performance y...
3. [Gemini 3.5 Flashが「コンピュータ利用」に対応 - ITトレンド](#) - Google DeepMindは2026年6月25日、主力モデル「Gemini 3.5 Flash」に「コンピュータ利用（Computer Use）」機能を統合したと発表しました。
4. [「Gemini 3.5 Flash」に「Computer Use」がネイティブ統合 - 窓の杜](#) - 米Googleは6月24日（現地時間）、「Gemini 3.5 Flash」に「Computer Use」機能を統合したと発表した。「Gemini API」や「Gemini Enterprise Ag...
5. [Google Just Gave Its Fastest AI Model Eyes and Hands. The \\$35B RPA ...](#) - Computer use is now a built-in, native tool inside Gemini 3.5 Flash - Google's fastest, cheapest e...nt...
6. [Google、Gemini 3.5 FlashにPC・スマホ操作を自動実行する ...](#) - Googleは、同社のAIモデル「Gemini 3.5 Flash」に、コンピューターの画面を認識して操作を実行する「コンピューター使用（computer use）」機能を組み込みツールとして統合した...
7. [Google Adds Native Computer Use to Gemini 3.5 Flash](#) - Google DeepMind has integrated a native "computer use" capability into **Gemini 3.5 Flash**, enablin...
8. [Gemini 3.5 Flash Computer Use: Near-Frontier, Cheap \(2026\)](#) - Computer use is now native in Gemini 3.5 Flash: 78.4 on OSWorld-Verified, level with GPT-5.5 and Son...

9. [Gemini 3.5 Flash Computer Use: Agentic Automation 2026 - Google baked computer use naturally into Gemini 3.5 Flash on June 24, 2026. It scores 78.4 on OSWorld...](#)
10. [AIエージェントで“加速”する発明抽出と先行調査 | 平井智之 / ... - 発明抽出と先行調査](#)
—従来の壁 企業の現場では、日々たくさんのアイデアや技術の工夫が生まれています。でも、その“発明の芽”を現場で気づき、整理し、知財部まで届け、「世の中に本当はないのか？」まできち...
11. [AIエージェントで出願前の先行技術調査を効率化【ChatTokkyo ... - 今、出願前の特許調査が変わりつつあります。検索式を組み立て、キーワードを捻り出し、長い文献を読み進める。こうした作業に何時間も費やす時代が、実は終わろうとしているのです。技術メモを入力すれば、A...](#)
12. [特許調査の“初動”をAIエージェントで効率化～バンク・オブ ... - リーガルテック株式会社のプレスリリース（2026年6月9日 10時00分）特許調査の“初動”をAIエージェントで効率化～バンク・オブ・イノベーション社のMyTokkyo. Ai導入事例記事を公開～](#)
13. [日本初！リーガルテック社、特許特化ディープリサーチ実装！ ... - 複数AIの思考・調査プロセスも可視化される「ディープエージェント方式」で検索式や分析過程まで、AIの...](#)
14. [特許調査における 生成AIと自律型AIエージェントの進化と ...](#)
15. [生成AIによる知財業務効率化と活用の手引き <書籍版 - 情報機構 - ChatGPT/Gemini等を活用した特許調査・明細書作成・発明発掘・知財戦略の実務手法を網羅。プロンプト例と法的留意点、AI導入のポイントまで詳しく解説。知財部・特許 ...](#)
16. [知財担当者のための実務で使える生成AI活用術 - 生成AI（ChatGPT, Gemini, Claude等）を知財業務で使いこなすための基本スキルが身につく・特許調査、書類作成、データ分析における作業負担を軽減する方法を学べる・低 ...](#)
17. [日本初、AIエージェントを搭載した特許支援プラットフォーム ... - リーガルテック株式会社のプレスリリース（2025年6月16日 11時00分）日本初、AIエージェントを搭載した特許支援プラットフォーム「Tokkyo. Ai」提供開始](#)
18. [知財ライセンス業務における生成AI・AIエージェント 活用の現状と課題](#)

19. Google introduces Gemini 3.5 Flash computer use - Gemini 3.5 Flash lets developers create custom AI agents on their computers.

20. GeminiAPIとPatentfieldAPIで特許公報を自動取得して読みやすく要約 - こんにちは、Patentfieldの公式noteです。 Patentfield公式noteでは、PatentfieldAPIを活用した具体的な開発実装事例を紹介しています。 この記事では、Patent...